

写

平成 2 5 年 1 0 月 7 日

各 部 局 長 等 様

流 山 市 長 井 崎 義 治

平成 2 6 年度予算編成について（示達）

このことについて、別紙「平成 2 6 年度予算編成方針」に従い、予算を調製するよう示達する。

平成 26 年度予算編成方針

1 はじめに

現在、我が国においては、高齢者社会の進行に伴い社会保障費が急増しており、平成 26 年度の国の予算編成においても、年金・医療・介護など各分野での自然増は、約 9,900 億円と見積られ、財政を圧迫している。また、税収の伸び悩みによる財源不足から、国債及び地方債の発行は増加しており、財務省が公表した平成 25 年度末の国・地方の長期債務残高は、約 977 兆円に達すると予想されている。

こうした中、去る 10 月 1 日に安倍総理は、財政再建とデフレ脱却という相反する政策課題の達成に向け、消費税率の引き上げを決定した。また、今回の消費税率の引き上げに伴い、公共投資や震災復興事業を中心とした 5 兆円規模の経済対策が行われる予定であり、新年度予算の編成についても、今年度補正予算案と来年度当初予算案を一体で編成する、いわゆる「15 か月予算」となる。

これらは、社会保障の充実・安定化に関する予算とあわせ、今後、国の予算編成作業の中で検討されるが、中期財政計画で定めた一般会計ベースでの 4 兆円の赤字削減に向け、社会保障費や地方交付税、人件費などの義務的経費について大きな削減圧力がかかってくる事が予想され、地方財政に与える影響が懸念される。

また、平成 26 年度以降は、社会保障と税の一体改革による消費税率、地方消費税率の引上げにより増収要因はあるものの、税率の引上げによる税収増は、増え続ける社会保障関連費用に対応するものであり、歳入歳出双方に影響を及ぼすため、今後の政府や経済の動向を注視し、的確に対応していく必要がある。

2 本市の財政状況

子育てや教育環境の整備、つくばエクスプレス沿線を中心とした都市基盤整備を進めるなか、共働き子育て世代を中心として、本市の人口は増加傾向にある。

また、アベノミクスによる経済効果や税制改正に伴い、平成 24 年度決算における個人市民税、法人市民税はそれぞれ、3.8%、10.

5%と増加し、市税収入全体では0.9%増加しているなど、明るい兆しも見えてきている。

しかし、少子高齢化が著しく進んでいくなか、社会保障や少子化対策関連費用の増加、また、防災面を含む都市機能の維持、向上の観点から、今後も都市インフラの整備・更新に関わる経費は必要なものとなる。

また、後期基本計画における中期実施計画では、昨年度に引き続き、本市の将来需要に対応するための大規模事業が集中している他、社会保障と税の一体改革に基づく消費税率の引き上げに伴い、更なる歳出拡大による収支不足が懸念されるところである。

このような厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、最小の経費で最大の効果を出せる様に、事業の更なる効率的・効果的な運営を行っていく必要がある。各部局においては、本市の政策実現のために活用できる国・県の政策の動向には、十分に注視し、積極的に情報収集に努めるとともに、市民生活への影響を想定し、予算編成されるようお願いする。

3 予算編成の基本方針

前述のように、依然として厳しい財政状況の中で、平成26年度の予算編成を行わなければならない。

平成26年度は、昨年度に続き後期基本計画の、都市イメージ「都心から一番近い森のまち」の具現化のために、中期実施計画に基づく事業を、積極的に展開する必要がある。

しかし、平成26年度においては、人口の増加等により市税の伸びが見込まれるものの、昨年に引き続き小中併設校・総合体育館等の整備事業やTX沿線土地区画整理事業、そして学校のエアコン整備事業などの大規模事業が集中する他、少子・高齢社会や生活保護受給者の増加等による社会保障費の増加、待機児童対策により多額の事業費が見込まれ、財源不足が懸念される。こうした中で、各特定目的基金の取崩しを最大限に行うとともに、社会資本整備のために必要とされる事業については、地方債の発行を見込んでおり、依然として財源不足は深刻な状況である。このため、財政調整積立基金からの多額の繰り入れを予定せざるを得ない状況である。

そこで、平成26年度の予算編成にあたっては、このような本市の財政状況を、全職員が改めて認識した上で、費用対効果を念頭に置き、より少ない費用でより市民満足度が高い行政サービスを提供できるよう各種事業の見直しを行い、一層の効率化を図るとともに、後年度の財政負担に十分配慮しながら、安定的かつ継続的な市民サービスを提供できるよう必要な事業を選択し、全庁一丸となって持続可能な財政構造を構築しなければならない。

各部局長は、本市の財政状況及び、本方針を十分認識した上で、第2次部局内経営会議を開催し、行財政改革の強力な推進と、重点的かつ効果的な施策実施を図るとともに、部局の最高責任者として適切なマネジメントを行い、責任を持って平成26年度の予算編成に臨むこと。

4 主要な観点

(1) 各種条例の理念に沿った予算編成

「流山市自治基本条例」の基本理念を念頭に置き、二元代表制の下、市民の信託に的確にこたえるため、「市民参加条例」、「議会基本条例」の趣旨を十分に認識し、市民参加による市民自治がさらに確立されるよう、真に市民目線に立った予算とする。また、市議会からの指摘・要望事項に対し、実施及び検討する旨の答弁を行ったものについては、担当部署で説明責任が果たせる予算編成とすること。

(2) 後期基本計画の推進

後期基本計画が目指す都市イメージ『都心から一番近い森のまち』をより具現化するため、後期基本計画の5つの「まちづくりの基本方針」に沿った中期実施計画を牽引する主要事業を積極的に実施すること。

(3) コスト意識を持った予算編成

コスト意識を持ち、積極的に事業の見直しを行うことにより、単に前例踏襲となるような予算編成は行わないこと。

- ・ 必要性：行政が担う必然性が本当にあるか、市民ニーズに合っ

ているか

- ・ 効率性：投入される全ての財源に見合う成果が見込めるか
- ・ 有効性：期待する効果を最大限発揮できる手法か
- ・ 優先性：不要不急の事業ではないか、他の事業よりも優先度が高いか
- ・ 計画性：中・長期的視野に立った事業選択であるか

(4) 予算要求の基準

ア 政策的経費（政策的事業）

中期実施計画及び平成26年度概算要望に計上した事業のみ予算要求できるものとし、部毎の一般財源ベースの範囲内とする。その他の予算要求は一切認めないものとする。（特別会計も同様とする。）

なお、消費税法の改正に伴う事業費の増加については、地方財政計画と歩調を合わせ、枠配において一部の経費についてのみ転嫁を行ったので、予算要求においては事業内容の見直し等を行い、一般財源ベースの範囲内に収めること。

なお、配当額は、別途、企画政策課から通知する。

イ 経常的経費（経常的事業）

経常経費については、平成26年度は平成24年度及び平成23年度の平均執行率並びに平成25年9月末現在の予算現額を参考にした。

消費税法の改正に伴う事業費の増加を考慮し、課税対象と考えられるものについては、法改正の影響を加味した金額で配当をした。

なお、配当額は、別途、財政調整課から通知する。

(5) 事業の見直し

政策的事業については、後期基本計画中期実施計画において平成26年度に位置付けられた事業を、より効率的・効果的なものとするため、予算要求に当たっては、再度、事業の精査（廃止、見直し、再構築等）に努めること。

同様に経常事業についても、既存事業の継続や従前の執行方法の堅持に固執することなく、その効果・成果・必要性の検証を行い、事業内容の見直しに努め、真に必要な事業を予算要求すること。

(6) 的確な見積り、十分な精査

当初予算は、通年予算として編成するもので、出来る限り年度の所要額を的確に見積り、年度途中における補正、流用が起きないように要求することとし、要求額の算定に当たっては、執行（見込）額や事務量の増減につながる要因を考慮に入れ、多額の不用額や、不足額を生じることがないように注意すること。

また、事業費の見積りにあたっては、単に、経費の一律削減等による事業費の圧縮ではなく、事業の目的に合わせて、市民満足度に配慮しつつ、既存事業の仕様等を根本から見直し、事業の廃止、縮小、統合等を積極的に進めること。

さらに、ファシリティマネジメントにおける公共施設保全計画の趣旨を十分認識し、各部局においては、徹底したコスト節減に努めること。

見積りの条件、実施方法の妥当性などについても、十分に精査することとし、業者からの見積書については、必ず市外1社を含め3社以上（入札案件となる場合は、指名参加登録している事業者）から徴すると共に、同種の事業を行っている他市の事業費を参考にする等、見積もりの精度を引き上げること。

(7) 各種補助金の見直し

各種補助金については、時代の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の補助金ごとに十分な精査と検証を行い、徹底した見直しを行うこと。

特に、既存の市単独補助金については、平成26年度予算においては、真に必要な補助金のみを計上すること。

なお、新規・増額を予定している補助金のうち補助金等審議会のヒアリングを受けていない補助金及び補助金等審議会からの答申において、B、C評価を受けたもので見直しがされていない補

助金については、原則、当初予算での計上は認めないものとする。

(8) 各種負担金の見直し

各種協定書や覚書、法令等、負担の根拠等について洗い直し、特に、県事業への負担金については、徹底的に精査すること。

さらに、個人の資格で加入している「士会」会費等については、公費での負担は民間とのバランスを著しく欠く事から、一切認めない。

(9) 実施可能な計画、繰越の防止

会計年度独立の原則を堅持し、適正な事業の実施が可能となるよう計画を立て要求することとし、安易に繰越しをすることのないように留意すること。

(10) 財源の確保

歳入の中心となる市税については、財源確保や税負担の公平性の観点から課税客体を的確に把握するとともに、徴収率の更なる向上に努めること。

水道料金や保育料、各種使用料等についても、住民負担の公平性の観点から適正な金額を見積もり、料金の見直しについても検討を行うこと。

さらに、消費税法上課税とされている料金については、消費税率改正分の適正な転嫁について検討すること。

また、未利用財産の有効活用や庁舎等における広告掲載を積極的に行う等、職員の一層の努力により自主財源の確保に努めること。

特に、国土交通省所管の「社会資本整備総合交付金」は、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設されたもので当該交付金については、「安心・安全」や「防災・減災」の観点を取り入れることにより、「関連社会資本整備事業」や「効果促進事業」として交付金対象範囲が拡大することから、各部局長においては、これまで交付対象とならなかったソフト事業などにも交付金導入の可能性を検討し、事業内容を精査するとともに、部局内の事業のみに捕らわれないマネジ

メントを心掛けること。

また、新規の補助事業について国の予算編成における動向には注視すること。

特定財源の確保については、職員一人ひとりが、アンテナを高く張り情報を収集するほか、様々な方法で検討、模索して、部局長が国や県にも直接足を運ぶことにより財源の確保に全力で取り組むこと。

国・県の補助事業については、アベノミクスで取り入れられた成長戦略に盛り込まれた新たな政策や、防災対策などを対象とした特別枠「新しい日本のための優先課題枠」に対して概算要望において、各省庁が要望していることから、対象事業や配分方法など国・県の制度設計の動向に留意し、補助対象となるものは漏れないように要望すること。

ただし、補助事業であることを理由に、安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しとなることのないように十分留意すること。

(1 1) 特別会計、企業会計

特別会計、企業会計においても、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による「健全化判断比率」、及び「新公会計制度」による財務4表における連結決算の考えを念頭に、前述の事項を踏まえ編成するとともに、事業内容を十分に精査し、健全な経営の確保と事業の計画的・効率的な運営に努めること。

(1 2) その他、予算編成上の留意事項は、別記を参照すること。

予算編成上の留意事項

1 一般会計に関する事項

(1) 一般的事項

ア 平成26年度の予算編成に当たっては、制度改正等特殊な事情があるもの以外は、原則として現行の行財政制度に基づいた通年型予算の編成を行うものとするが、昨年度に引続き、今後国において経済対策に伴う大型補正予算が組まれることが想定される。国の補正予算に関連して、位置付けられた事業においては、これまでも補助率の嵩上げや、補助対策経費の拡大、更に補助採決の可能性の拡大など、地方にとって大変有利な条件となる他、補助裏の事業費や地方単独事業分にも補正予算債が100%措置され、一般財源の持ち出しを抑制することが可能である。

したがって、該当する事業については補正予算での対応も想定し、いわゆる「15か月予算」として編成する事も視野に入れること。

全職員は、今後の国の動向に十分注視し、その制度内容を的確に把握し、該当するものについては積極的に活用し、財源の確保に努めること。

当初予算計上にあたっては、すべての事業において、事務事業評価の成果や決算状況を分析・検証することにより、その必要性や内容を精査し、当初予算に計上漏れが出ないように留意すること。

また、歳入予算についても適正な見積りのうえ計上すること。

イ 平成26年度予算編成においては、深刻化する地球温暖化等の環境対策、さらには節電（省エネ）対策として、環境マネジメントシステム（エコアクション21）及び、地球温暖化対策実行計画に基づく取組みを推進するとともに、特にグリーン購入法適合商品の購入（グリーン購入）については、消耗品などの既存経費の内容について再点検し、予算要求段階から配慮すること。

ウ 平成26年度予算における事業単位については、平成25年度

を基準とした事業単位で行うこととする。したがって、原則として経常事業、政策事業の区分、事業番号の変更は行わないこととする。事業単位の集約又は分割についても同様とする。

エ 予算見積りに当たっては、仕様書の精査・統廃合等の見直しを行い、市外1社を含めた計3社以上（入札案件については指名参加登録している事業者）から見積徴取を行うとともに、必ず日付、金額、代表者印のあるものを徴取し、明細書を添付すること。

なお、消費税率改正に伴い増額となるものについては、見積書の内容について十分に精査すること。

また、同種の事業を行っている他市の事業費を参考にする等、見積内容の精度を高めること。見積書は予算査定時に提示するものとし、仕様の見直し検討内容について説明を行うこととする。守らない場合は、予算要求を認めないので十分に留意すること。

オ 各種事業の予算計上にあたっては、関係法令、条例、規則及び各種計画等の内容を十分に把握するとともに、事務事業の計画的な執行に配慮すること。

特に、地方自治法第222条の規定に基づく、条例と予算の整合性については、十分に留意すること。また、例年、経常的経費でありながら、予算計上漏れが散見されるので、十分に精査して計上漏れのないようにすること。

カ 継続費、債務負担行為の設定については、財務規則第11条の規定により各見積書を提出することとなっているため、予算見積書の提出とあわせて提出すること。その際、財政担当部課長及び総務課長の合議を経て、査定時に説明すること。

また、原則として年度途中の債務負担行為の設定は認めないので、必ず当初予算に計上すること。

キ 特定事業者と随意契約している案件については、特別な理由がない限り認めていないので、競争入札制度に切り替えること。また、経過について査定時に説明すること。なお、例外として随意契約とする案件については、契約担当課と事前協議を行うこと。

ク 平成26年4月1日から、消費税率が現状の5%（消費税4%

+ 地方消費税 1 %) から 8 % (消費税 6 . 3 % + 地方消費税 1 . 7 %) に引き上げられることから、新年度の予算要求にあたっては基本的に 8 % で予算計上を行うこと。

ただし、租税などの不課税項目や、印紙代などの非課税項目を、誤って課税項目としていないかどうか十分に留意すること。なお、請負工事や長期継続契約等の一部のものについては、経過措置により新税率の 8 % ではなく、旧税率 5 % の適用を受けることがあるため、平成 25 年 2 月 25 日付け財産活用課通知「消費税引上げに伴う請負契約等の取扱いについて (通知) 」並びに国税庁消費税室より発表されている「平成 26 年 4 月 1 日以降に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q & A 」を参考にすること。

(2) 歳入に関する事項

ア 市 税

市税については、地方税制度の動向等に十分留意し、課税客体的確な把握と徴収率の向上を図り、過去の実績、決算の推移等を見極め、的確な収入額を見積もること。また、市税の徴収率の向上を図るための具体的方策について検討し、実施を図ること。

今後、国の方針により制度改正が行われる可能性もあるので、その動向に十分に注意すること。

イ 使用料・手数料、分担金・負担金

使用料・手数料については、市民負担の公平性確保の観点と、受益者負担の原則に立って、その実態を的確に把握するとともに、社会経済情勢、他市の状況、当該事務事業に要するコストとの関係等を見直しを行い、適正な料金・料率の設定に努めること。

各種使用料・手数料については、近隣市の実施水準を調査・比較し、必要な見直しを図ること。

なお、消費税を転嫁する使用料、手数料については、改正後の税率により予算計上を行うこと。

また、バナー広告をはじめとする各種宣伝物に広告料を求めるなど財源確保に工夫を行うこと。

保育料、市営住宅使用料等の徴収については、より適切に行う

ものとし、徴収率の向上を図ること。

特に、行政財産にあっては、その管理を厳格に行い、適正な使用料の確保に努めること。

分担金・負担金については、公平な費用負担及び徴収の確保に努め、年間収入額を見積もること。

ウ 保険料

市税と同様、各種保険料の徴収率が向上するように、具体的方策を担当課において十分検討し実施すること。

エ 国・県支出金

国庫支出金については、国の予算編成作業において、アベノミクスで採り入れられた成長戦略に盛り込まれた新たな政策や、防災対策などを対象とした特別枠「新しい日本のための優先課題枠」が設けられるなど、新たな交付金等の創設が想定される。そのため、今後の国・県の施策の動向に注視するとともに、制度等を的確に把握すること。

また、市の施策、事業の内容・効果を十分に検討し、補助対象事業の選択や新規開拓を積極的に行うなど、財源の確保に配慮し見積もること。

また、摘要名称は、根拠法令、前年度の名称をそのまま鵜呑みにすることなく1件1件確認し、正規の名称とすること。

オ 財産収入

計画的かつ適正な運用及び、積極的な処分により、収入の確保に努め、年間収入見込額を見積もること。

特に、普通財産の無償貸付は、受益者負担の原則に立ち、適正な貸付料の設定を図ること。

カ 市債

後年度負担を考慮し、財政の硬直化を招かないようにするため、極力抑制に努めること。市債の発行を予定する場合には、国費や県費の補助があるもの、地方交付税措置のあるものなど、現行の地方債制度の中で厳選し、起債額の積算にあたっては、情報収集等により精度の高いものとするよう努めること。また、補正予算債については交付税措置があり、充当率も高いことから、積極的に活用すること。なお、市債を財源とする事業においては、必

ず財政調整課と事前に協議すること。

キ その他の収入

諸収入については、前年度実績を踏まえた確な収入見込額を計上し、講座等の実施に当たっては、受益者負担の原則に立ち、適正な受講料などの設定に努めること。

その他、歳入については、過去の実績等を十分に分析、勘案し、的確な年間収入見込額を見積り、過大見積りは絶対に避けること。

また、講座等の受益者負担額は、忘れずに歳入に計上し、支出はその講座等に係る費用の総額を計上し、歳入額の使途を明確にすること。

なお、消費税を転嫁するものについては、改正後の税率により予算計上を行うこと。

(3) 歳出に関する事項

ア 人件費

人件費は、組織・機構の簡素合理化と併せ、施設の設置及び管理運営のあり方等を検討し、一般職員の採用人員については、退職人数以下とする等、事務執行の効率化と人件費の抑制を図ること。

イ 政策的経費

中期実施計画及び平成26年度概算要望に計上した事業のみ予算要求できるものとし、部毎の一般財源ベースの範囲内とする。国費及び県費補助採択の可能性を十分検討するとともに、国・県補助対象事業となるよう、部局長が国や県に直接足を運び、積極的に働きかけること。加えて、国・県の新年度予算編成の動向に留意し、上位計画との整合性、必要性、緊急性及び事業効果等の検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、後年度の負担を踏まえて事業規模、積算根拠等十分精査した上で、必要な経費を見積もること。

中期実施計画及び平成26年度概算要望に未計上の新規事業については、事前に企画政策課と協議をした上で、その事業の必要性や効果等を十分検証し、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直しや再構築を前提として見積もること。

既存事業の見直し等を行った上で、なおやむを得ない要因により、一般財源ベースの範囲内を超える場合は、その理由を明らかにし、中期実施計画の見直しを含め、副市長、総合政策部長、企画政策課長の決裁を得た上で、財政調整課に提出すること。

ウ 経常的経費

これまで経常的経費については、対前年度減を目指して予算編成を行ってきたが、事務的経費については削減できる余地が少なく、法改正や事業対象者の増加など止むを得ない要因により事業費が増加する事業が増えてきていることから、平成26年度については、平成24年度及び平成23年度の平均執行率及び平成25年9月末現在の予算現額を参考にし、より現状を見据えた配当額とした。

また、消費税の増加分については基本的に配慮をしているが、全ての事業費について配慮することは困難であるため、個別の事情については、担当者査定において説明を行うこと。

原則として配当額を超えた事業については、担当者査定において配当額まで減額するものとする。各部局長は、事業内容を精査し、配当額により事業の実施が困難な場合は、その理由を明らかにした上で、財政部長、財政調整課長に復活要求を行うこと。

エ 物件費

物件費の増加が著しいことから、経費の見積もりに当たっては、効率的で無駄のない実効性の高い施策の構築を目指し、今まで以上に創意工夫し、事務事業の見直しや、アウトソーシングの推進や、NPO等の活用など執行方法の改善を進めることにより、削減を図ること。

業務委託料については、年々増加傾向にあることから、業務内容や範囲について効果の観点から十分検討し、積算根拠について厳しく精査すること。特に、計画策定やIT関連事業等の業務委託については、委託内容が不明確で多額の経費を要しているものが多いため、その委託内容、必要性について徹底した検

証をすると共に、専門性が必要なものに限定すること。また、清掃や保守、管理、整備等の業務委託、予防接種・検診業務委託をはじめ、全ての業務委託料について見直しを行い経費の削減に努めること。

地球温暖化対策に配慮し、既存施設、施設の維持管理等においては、E S C O事業や包括委託を積極的に導入し、電気、上水道、燃料等の使用量の圧縮を通じ、地球温暖化対策に寄与し、中長期的に市の行財政にもプラスをもたらすことに配慮した予算計上を行うこと。また、流山市グリーン購入基本方針に沿った物品の購入等に配慮した予算要求とすること。

オ 扶助費

制度ごとに国、県の基準額の動向及び対象実人員等を的確に掌握するとともに、前年度実績等を踏まえ計上すること。なお、市単独事業で扶助費的性格のものは、個々の所得に応じた支給制限を設けることやその審査を厳密に行う等、真に必要な者に対して必要な扶助が行われるように対象者を絞り込むほか、当該扶助の目的が達成されたものについては廃止するなど、既得権にとらわれることなく積極的に見直しを図ること。

「社会保障と税の一体改革」に関連して、今後、国の予算編成作業で検討される社会保障の充実に係る事業について、新たに市町村事務が発生する可能性があるので、国・県の動向に充分注視し、予算計上漏れが起きないように留意すること。

カ 負担金・補助金

補助金については、補助金等審議会からの答申及びヒアリングの内容等を十分に斟酌するとともに、時代状況の変化を踏まえた必要性や、費用対効果、補助率の適正化等を十分に検証すること。

補助金等審議会からの答申でB、C評価を受けた補助金については、昨年度までの実施内容を徹底して検証すること、特にC評価を受けた補助金については、その必要性について厳密に精査し、答申を反映させた予算要求を行うこととする。なお、予算要求に当たっては、「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」に検証結果等を記載し提出すること。例年、審議会の答申を全く反映していない実行プランが提出されていることから、実行プ

ランの記載に関しては昨年度の答申内容を十分に斟酌し、担当部局の考えや対応方針について必ず記載すること。

負担金及び補助金については、用途の適切性や繰越の状況等、支払先の各団体の収支決算書や申告書等の内容を十分精査し、支出の根拠、効果等を検証したうえで計上すること。なお、予算要求にあたっては、支払先団体の収支決算書又は税務署に提出した各種申告書の写し等、団体の収支状況が確認できる書類を必ず添付すること。なお、収支決算書等がない団体に対する負担金、及び補助金については原則として予算計上を認めない。

キ 繰出金

各特別会計への繰出しに当たっては、特別会計の事業内容を十分に精査すること。なお、特別会計については、平成24年度の決算において多額の実質収支が生じていることから、必要最小限の予算計上を行うことに留意する。

ク 継続費の設定

2か年以上にわたり支出を伴う事業について設定すること。また無理な工期等により、繰越事業とならないよう継続費を活用すること。

ケ 債務負担行為

後年度の財政を圧迫することとなるので、安易な計上は厳に慎むこと。なお、債務負担行為については、計上年度以外に変更することができないことから、内容を十分に精査し計上すること。また、後年度の消費税及び地方消費税の改正に対応した限度額の設定を行うこと。

2 特別会計及び企業会計に関する事項

- (1) 一般会計に準じて予算を編成するものとし、収支の均衡を図り独立採算を原則とし、適宜、適切な料金（料率）等への見直しと経営の合理化を図り、健全な経営の確保と事業の計画的・効率的な運営に努め、安易に財源不足を一般会計に依存しないよう留意すること。なお、消費税が転嫁される料金等については適切に転嫁した金額にて予算計上を行うこと。

- (2) 一般会計からの繰入金については、中期実施計画に位置付けられた各会計別繰出金の範囲内とする。なお、特別会計においては、平成24年度決算において多額の実質収支が生じていることから、繰入金の算定については、決算状況等を十分精査し、適正な予算要求を行うこと。
- (3) 予算編成に関しては、国、県の制度の改正に留意し、的確な予算対応を図ること。
- (4) 組織全体で、各特別会計及び企業会計を運営することが肝要であることを認識し、担当者の判断のみで予算要求せず、所属長の指示の下に、的確な内容で予算編成を行うこと。所属長にあつては、その内容について適切な予算要求かどうかを十分精査すること。
- (5) 特別会計、企業会計においても、一般会計と同様に健全な財政運営を目指すことを念頭に予算編成を行うこと。

3 その他の事項

- (1) 市民要望及び議会、監査からの指摘・要望あるいは約束事項については、その内容を十分検討し、反映するよう努力すること。
- (2) 事務事業の執行については、最小の経費で無駄のない効果的な実効性の高い施策の実現を目指し、より一層の適正な予算計上に心掛けること。
- (3) 予算見積書の提出については、計上漏れがないよう留意し、所属長は細部にわたって精査すること。見積もりを行うにあつては、事業費の執行状況や事業の成果、必要性等を分析、精査し、安易に前年度の見積書のみを参考にしないこと。
- (4) 事業目的、内容若しくは所管部署の関係から、予算科目が適当でないと判断される場合には、予算要求書を作成する前に財政調整課と協議すること。
- (5) 事業の適正化を図るため、各担当課の所管する事務に関係する最新の法令及び、その逐条解説書を整えるための予算措置を行うこと。
- (6) 平成26年度予算編成については、以上の事項に留意するほか、

別記の「予算編成基準」を参照するとともに、財政調整課からの指示等により見積書を作成すること。

(7) なお今回示達する内容については、現時点のものであり、今後、国の動向等により変更する場合がある。